

議題（５）財務規程の改正について

１．改正理由について

地域公共交通活性化・再生総合事業補助金は、国から協議会に直接補助金として支出されるものであるが、今回活用する地域活力基盤創造交付金は国から箕面市に支出され、箕面市が市負担分と合わせて協議会に補助金として支出する間接補助金となる。そのため、収入として補助金を国に限定していたものを市からの補助金も収入とできるように改正するものである。

２．財務規程の改正（案）について

第２条中、第１項「国」の次に「等」を加える。

新旧対照表

旧	新
<p>第１条 略</p> <p>(予算)</p> <p>第２条 協議会の予算は、箕面市からの負担金、他の団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の金銭をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。</p> <p>２ 会長は、毎会計年度事業計画書及び収支予算書を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。</p> <p>３ 協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。</p> <p>４ 会長は、第２項の規定により協議会の承認を得たときは、当該事業計画書及び収支予算書の写しを速やかに箕面市長に送付しなければならない</p> <p>第３条～第１０条 略</p>	<p>第１条 略</p> <p>(予算)</p> <p>第２条 協議会の予算は、箕面市からの負担金、他の団体等からの負担金、<u>国等</u>からの補助金、繰越金その他の金銭をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。</p> <p>２ 会長は、毎会計年度事業計画書及び収支予算書を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。</p> <p>３ 協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。</p> <p>４ 会長は、第２項の規定により協議会の承認を得たときは、当該事業計画書及び収支予算書の写しを速やかに箕面市長に送付しなければならない</p> <p>第３条～第１０条 略</p>